

審 議 結 果 速 報

(令和5年12月20日)

# 陳情5年福祉保健・生活環境第29号

鳥 取 県 議 会

## 陳 情 文 書 表

令和5年11月定例会

## 陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-29 (R5.11.20)	福 祉 保 健 生 活 環 境	危険ドラッグの対策に係る意見書の提出等について	不 採 択 (R5.12.20)

## ▶陳情事項

- 1 国に対し、薬物・危険ドラッグの製造・販売の防止について、抜本的対策を求める意見書を提出すること。
- 2 薬物・危険ドラッグの製造・販売の防止について、消費生活センターにおいて、子供たちや一般消費者に対し、啓発や教育を実施することを執行部に求めること。

## ▶所管委員長報告（R5.12.20本会議）会議録暫定版

本県では「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」により、物質名を特定せず「危険薬物」に該当するものを広く取り締まることが可能であり、陳情で問題視している「大麻グミ」は同条例の「危険薬物」として販売・使用等を禁止しているところです。

国においては、指定薬物への指定、類似化合物の包括指定の検討のほか、広報啓発・立ち入り検査の強化等を図っているところであり、県議会から国へ意見書を提出するには及ばないと考えます。

また、県においては、ホームページ・リーフレットによる注意喚起、薬物対策専門員・薬物乱用防止指導員による啓発活動などを継続的に行っています。消費生活センターでは、危険ドラッグ等に関する相談があった場合は、速やかに担当部署を紹介することとしており、県議会からあらためて啓発・教育の実施を執行部へ求めるには及ばないと考えます。

以上のことから、「不採択」が妥当と考えます。

**▶陳情理由**

報道によれば、東京都小金井市の祭り会場で令和5年11月4日、来場者の男性から渡されたグミを口にした6人が嘔吐するなど体調不良を訴えた。東京都内では10月以降、グミを食べ、体調不良を訴える声が相次いでいる。同月7日にはグミを4個食べた30代男性が一時意識不明となった。病院に搬送されたケースだけでも少なくとも14人に上る。大阪府内でも9月、グミを食べて病院に搬送されるトラブルがあったそうである。

いずれのグミも、配合成分の一つとして、厚生労働省が所持や使用、流通等を規制していない「HHCH」と表示されていたという。「HHCH」は大麻の違法成分「THC」に似せて作られた合成化合物である。

THC（テトラヒドロカンナビノール）

→水素添加誘導HHC（ヘキサヒドロカンナビノール：令和4年3月17日から規制）

→水素添加誘導THCH（テトラヒドロカンナビヘキソール：令和5年8月4日から規制）

→HHCH（ヘキサヒドロカンナビヘキソール：今回問題になったもの）

報道によれば、厚生労働省の担当者は、「大麻草から抽出された化学物質『THCH』が8月に指定薬物となり、流通等が規制された結果、似たような効果を持つ『HHCH』が広まったのではないかと分析している。

同省関係者は、「一つ取り締まってもすぐに同じようなものが出てくる。いちごっこの状態だ。」と指摘している。

製造時に記載されている成分だけではなく、場合によっては、別のものが添加・混入されているケースも否定できない。健康被害も生じ得る以上、製造や販売の厳罰化、また、同様の薬理作用・人体への影響を有するものを概括的に指定し、販売を禁止するなど抜本的な対策が必要である。

については、国に対し、鳥取県議会から、上記について意見書の提出を賜りたい。

グミといえば、果汁グミやハリボー、ポイフルやピュレグミ等である。そんな中、こんな危険なものが、「グミ」として販売され、しかも、グミなら、一般消費者の「敷居」も低くなるだろう。

とりわけ、子供たちがこんなものに手を出さないように、消費生活センターにおいては、啓発を行っていただきたい。

以上、執行部に対して求めることをお願いし、陳情するものである。

**▶提出者**

足羽 佑太（倉吉市）

## 現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

福祉保健部（健康医療局医療・保険課）

### 【現 状】

- 1 東京都や大阪府などにおいて、大麻類似の合成薬物HHCH（ヘキサヒドロカンナビヘキソール）を含む可能性があるグミ（いわゆる「大麻グミ」）の摂取による健康被害が県外で相次いで発生。
- 2 厚生労働省麻薬取締部は11月17日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づき、東京・大阪の販売店に立入調査を実施。都内の一部店舗で「大麻グミ」が見つかり、検査結果が出るまで販売を停止するよう命令を出した。このうち、東京都内の販売店で見つかった製品からHHCHが検出されたことから、厚生労働省では、HHCHを指定薬物として指定するとともに、HHCHに類似した構造をまとめて禁止する「包括指定」を検討している。
- 3 医薬品医療機器等法においては、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物を指定薬物として定義し、物質名を定めて規制を行っている。
- 4 指定薬物及びこれを含有する物は、医薬品医療機器等法において、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途以外の用途に供するための製造、輸入、販売、授与、所持、購入又は販売若しくは授与の目的での貯蔵、若しくは陳列は禁止されており、これらについては、同法に基づき3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科すると規定されている。
- 5 また、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高いものである疑いがある物品についても取締の対象としており、検査命令及び検査結果が出るまでの間、販売等を禁止することができ、物質を特定せず疑いの段階で包括的に取り締まることも可能である。
- 6 厚生労働省は11月21日、専門家部会を緊急で開き、「HHCH」について、健康被害を引き起こす恐れがあるとして医薬品医療機器等法に基づき、規制の対象とする方針とし、11月22日付けで「指定薬物」に追加し、10日後の12月2日には、販売や所持・使用が禁止されることになる。

### 【県の取組状況】

- 1 本県では「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」（平成26年改正）により、物質名を特定せず「危険薬物」に該当するものを広く取り締まることが可能である。
- 2 大麻、覚醒剤、麻薬等と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある物であって、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるものを「危険薬物」として定義し、これらの販売に係る行為全般（製造・販売・授与・販売若しくは授与の目的での貯蔵・陳列・広告）及び使用に係る行為全般（購入・所持・摂取・吸入・場所の提供）を禁止している。
- 3 また、これらの禁止行為をした者に対しては行為の中止を命令し、命令に従わない者に対しては罰則が科される。
- 4 今般の「大麻グミ」は「大麻と同等に興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、健康被害が生じるおそれがある物であって、人が摂取できるもの」であり、同条例の「危険薬物」として所持、使用等を禁止している。
- 5 県内への当該製品の流入及び県民の方への健康被害につながることを防ぐよう、鳥取県ホームページにおいて規制対象である旨の内容を周知し注意喚起を実施するとともに、インターネット販売事業者等に対しても周知を行った。

6 違法薬物も含め、薬物乱用防止については継続的に啓発を行っている。

- ・若年層向け薬物乱用防止啓発用のリーフレットを作成し、県内全中学生に配布し啓発を実施。
- ・薬物対策専門員を配置し、県内への違法薬物等の流通防止を図るため、各種店舗等を巡回し、取扱い品目等の確認や情報収集、注意喚起を実施。また、県内の中学校、高等学校等に薬物対策専門員が出向き、薬物乱用防止教室などで啓発を実施。

【学校等での啓発活動実績】

(回数／参加者数)

年度	小学校	中学校	高等学校	各種学校	その他	計
R 4 年度	1/15	3/202	4/795	1/32	15/545	24/1,589
R 3 年度		2/200	2/310	1/45	5/265	10/820

- ・覚醒剤等の薬物乱用による弊害を広く県民に知らせるため、鳥取県薬剤師会、鳥取県保護司会連合会、鳥取県更生保護女性連盟等から推薦された者を、薬物乱用防止指導員として委嘱（R 5. 6 月現在177名）し、地域における啓発活動を実施している。

※参考法令：

「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」

(定義)

第 2 条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- (1) 大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）第 1 条に規定する大麻
- (2) 覚醒剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第 2 条第 1 項に規定する覚醒剤及び同条第 5 項に規定する覚醒剤原料
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する麻薬、同条第 4 号に規定する麻薬原料植物（以下「麻薬原料植物」という。）及び同条第 6 号に規定する向精神薬
- (4) あへん法（昭和 29 年法律第 71 号）第 3 条第 1 号に規定するけし（以下「けし」という。）、同条第 2 号に規定するあへん及び同条第 3 号に規定するけしなら
- (5) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）第 32 条の 2 に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 2 条第 15 項に規定する指定薬物
- (7) 前各号に掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある物であつて、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの（酒類、たばこ及び医薬品医療機器等法第 2 条第 1 項に規定する医薬品を除く。以下「危険薬物」という。）

(危険薬物の製造等の禁止)

第 11 条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、危険薬物を製造し、又は栽培すること。

- (2) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、危険薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること（県の区域外における販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を含む。）。
- (3) 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医師、薬剤師その他の医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者向けの新聞又は雑誌により行う場合を除き、危険薬物の広告を行うこと。
- (4) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、危険薬物を購入し、受領し、又は所持すること（第2号に掲げる行為を除く。）。
- (5) 危険薬物をみだりに摂取し、又は吸入すること。
- (6) 危険薬物を多数の者が集まってみだりに摂取し、又は吸入することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

## 現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

生活環境部（くらしの安心局消費生活センター）

### 【現 状】

- 1 消費者庁や国民生活センターから、有害な成分が含まれる商品等に関する消費者向けの注意喚起情報が出された場合には、県のホームページでの周知や市町村への情報提供を行っている。
- 2 このたび「HHCH」が「指定薬物」に指定されることに伴い、消費者庁は、令和5年11月22日付けで都道府県・政令指定都市の消費生活センターにいわゆる大麻グミと称するものに関する相談があった場合において、最寄りの保健所、都道府県の薬務課、麻薬取締部、精神保健福祉センター等へ相談を紹介するよう依頼があり、県は、同日付けで市町村に周知している。

### 【県の取組状況】

- 1 鳥取県では、いわゆる危険ドラッグ全般を「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年条例第6号）」において規制対象薬物として規定しており、いわゆる大麻グミを始めとする危険ドラッグの規制については、薬物の濫用防止に係る啓発、監視・指導等を所管する医療・保険課が、県民への啓発及び注意喚起を行っている。
- 2 消費生活センターでは、危険ドラッグや有害な成分が含まれる商品等に関する相談があった場合は、速やかに医療・保険課又は最寄りの保健所を紹介するようしており、市町村の消費生活相談窓口においても同様の対応を行うよう依頼している。